

燕商工会議所「福祉プラン」自家給付制度に関する規程

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「福祉プラン」の自家給付に関するものである。

(対象者)

第2条 本規程は、当商工会議所が運営する「福祉プラン」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う自家給付（見舞金・祝品）制度について規定するものであり、その対象者は、「福祉プラン」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し「福祉プラン」の掛け金に含まれる本制度の運営費（保険金額100万円当たり100円）を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の自家給付は、別表1に定める。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「福祉プラン」から脱退するものとする。

「福祉プラン」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が「福祉プラン」を解約した、または脱退する旨の意思表示をしたとき（解除されたときを含む）。

(2) 会員事業所が「福祉プラン」の保険料を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。

(3) 対象者が死亡したとき。

2 一旦失効した「福祉プラン」の復活をした場合は、その復活時点から加入させ直したものとみなす。

(給付手続き)

第6条 対象者は、給付事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出のうえ、所定の請求手続きを行うものとする。

(時効)

第6条 給付金その他この共済契約に基づく自家給付を請求する権利は、これらを行わせることができる時から3年間行使しないときには消滅するものとする。

(規程の制定・改廃)

第7条 本規程の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(付則)

第1条 この規程は、昭和56年12月1日より実施する。

第2条 この改正規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 自家給付内容

【災害通院見舞金】対象者が本制度加入後、不慮の事故5回以上の通院のとき	A型 (100万円)	5,000円	年1回を限度とする。
	B型 (200万円)	10,000円	
	C型 (300万円)	15,000円	
	D型 (400万円)	20,000円	
	E型 (500万円)	25,000円	
	F型 (600万円)	30,000円	
【災害・病気入院見舞金】対象者が本制度加入後、病気、不慮の事故によって5日以上継続入院のとき	A型 (100万円)	5,000円	年1回を限度とする。 （「福祉プラン」入院給付に加えて支給）
	B型 (200万円)	5,000円	
	C型 (300万円)	7,000円	
	D型 (400万円)	7,000円	
	E型 (500万円)	10,000円	
	F型 (600万円)	10,000円	
【長寿祝品】対象者が本制度加入後、70歳以上に達したとき	祝品贈呈		昭和56年12月1日より3年以上契約
【結婚祝品】対象者が本制度加入後、結婚したとき	祝品贈呈 (6ヶ月以内自己申告)		昭和56年12月1日より3年以上契約

年間基準とは、毎年4月1日から3月31日を1年間とする。

別表1 自家給付内容

別表1 自家給付内容災害通院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・(見舞金・祝品)請求書 ・診断書または通院日数が確認できる書類(治療費支払領収書等)
災害・病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・(見舞金・祝品)請求書 ・診断書または入院日数が確認できる書類(治療費支払領収書等)
長寿祝品	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年12月1日より3年以上契約で70歳以上に達した加入者
結婚祝品	<ul style="list-style-type: none"> ・(見舞金・祝品)請求書 ・結婚が確認できる書類(招待状のコピー等)